

新潟労働局
平成23年12月28日
午後3時解禁

新潟労働局 職業安定部 職業対策課
課長 菅 文男
課長補佐 平崎 公一
地方障害者雇用担当官 中村 正美
Tel 025-234-5927

アイコール（株）障害者雇用に係る特例子会社に認定

～新潟県第一号～

巻公共職業安定所（ハローワーク巻）は、アイテックス（株）の子会社アイコール（株）を新潟県で初めての特例子会社（注1）として認定した。

なお、新潟労働局においては、平成22年12月に障害者雇用の促進を図るため、新潟県、新潟市、事業主団体及び新潟障害者職業センター等関係機関と連携した「障害者雇用促進プロジェクトチーム」を設置し、特例子会社設置に向けた取組などを推進していたところであり、今後も、県内企業に対する特例子会社制度の周知と設立を支援するなど、障害者雇用の促進することとしている。

アイテックス（株）の会社概要

本社所在地：燕市吉田日之出町9番1号
代表取締役社長：板垣 政之
設立年月日：平成13年12月1日
事業内容：ATM（現金自動受払機）の組立修理業務
照明器具部品組立製造
医療用器具・生活日用品の研磨業務
リサイクルトナー・インクリボン・OA機器の販売
従業員：67名（障害者6人）

アイコール（株）の会社概要（特例子会社）

本社所在地：燕市吉田日之出町9番1号
代表取締役社長：板垣 政之
設立年月日：平成23年9月20日（アイテックス（株）100%出資）
事業内容：医療器具（手術用器具）の研磨業務等
従業員：17名（障害者6人、うち新規雇用3人）

○設立にあたって取組んだ内容及び活用した制度

1. 研磨作業は危険が伴い習熟した技術が求められる作業のため、安全に配慮した研磨機械を導入（障害者作業施設設置等助成金活用予定）し、作業環境や作業効率の改善を図り、能力を最大限生かせるようにし、雇用の安定及び促進を可能とした。
2. 公共交通機関の時刻に合わせた個々の障害者の就業時間に配慮した。
3. 障害者職業生活相談員（注2）を3名配置し、休憩時間等には、共に休憩をとる中で孤独や不安を感じさせない様に心がけ、雇用の安定を図った。
4. 障害者が担当する洋食器の研磨作業の対象となる取引の拡大を図るなど雇用の安定及び促進を可能とした。
5. 新潟県で設けている特例子会社設立準備に係る支援助成制度（注3）を活用した。

注1

特例子会社とは

- ・ 障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定できる制度です。

設立のメリットは

- ・ 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・ 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- ・ 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

注2

障害者職業生活相談員とは

- ・ 職業を通じて障害者の社会参加をすすめるためには、各企業が積極的に雇用の場を提供しようと努めることはもちろん必要ですが、雇用関係に入った後も職業生活の充実を図ることが重要であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主は障害者を5人以上雇用する事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任し、その者に障害者の職業生活全般について相談・指導を行わせなければならないとしています。

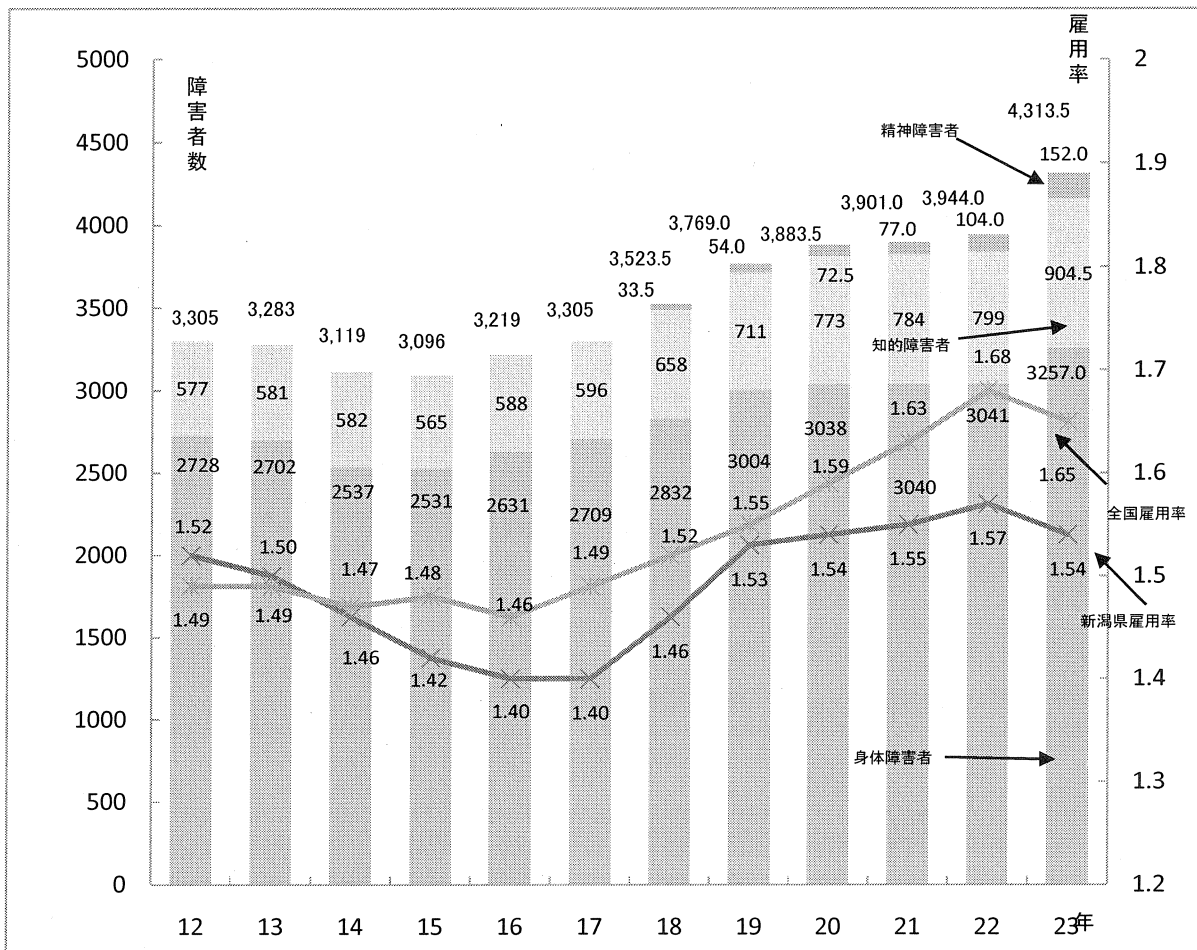
注3

新潟県特例子会社設立支援事業助成金（平成23年度に創設）

- ・ 助成対象 本社が県内にある企業
- ・ 助成額 上限300万円
- ・ 助成対象経費 子会社の設立準備から特例子会社の認定までに要した経費
(例：施設整備、研修・指導に要する経費等)

民間企業における障害者の雇用状況の推移

- ・ 実雇用率は、1.54%（「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正の影響で0.03ポイント減少）
- ・ 平成14年以降新潟県の実雇用率は全国を下回っている。
- ・ 就職件数は954件で過去最高。



障害者の就職数の推移

年度	新規求職件数					就職件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計	対前年比	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計	対前年比
12	880	226	88	1,199	▲ 0.2	417	110	34	562	4.9
13	1,034	255	144	1,439	20	391	124	42	558	▲ 0.7
14	920	230	120	1,276	▲ 11.3	371	94	57	525	▲ 5.9
15	897	252	150	1,307	2.4	411	123	42	580	10.5
16	1,031	265	179	1,476	12.9	487	126	76	692	19.3
17	939	282	274	1,498	1.5	529	174	138	842	21.7
18	989	333	384	1,723	15	505	179	200	888	5.5
19	1,015	358	411	1,802	4.6	501	190	190	890	0.2
20	1,081	367	494	1,965	9	447	168	184	808	▲ 9.2
21	886	349	508	1,766	▲ 10.1	391	157	225	784	▲ 3.0
22	933	367	493	1,828	3.5	462	212	264	954	21.7

民間企業における障害者雇用状況

- ・ 雇用率達成割合は、46.1%で1.4ポイント減少。
- ・ 企業規模別実雇用率は、56～100人未満の企業が最も低水準。
- ・ 達成企業割合は、300人～500人未満が最も低水準。

表1 民間企業の障害者雇用状況

企業数	うち雇用率達成企業数	法定常用労働者数	うち障害者数	実雇用率			達成企業率		
				H. 23.6	H. 22.6	増減	H. 23.6	H. 22.6	増減
1,439 (1325)	664 629	280,562.0 251,098.0	4,313.5 3,944.0	1.54%	1.57%	▲ 0.03	46.1%	47.5%	▲ 1.4
全 国				1.65%	1.68%	▲ 0.03	45.3%	47.0%	▲ 1.7

※ ()は前年数値

※ 「うち障害者数」の小数点が発生するのは、短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしているため。

表2 民間企業の規模別障害者雇用状況

項目	企業数	法定常用労働者数	うち障害者数	実雇用率(%)			達成企業率(%)		
企業規模別				H. 23.6	H. 22.6	増減	H. 23.6	H. 22.6	増減
56～100未満	606	45,070.5	549.5	1.22	1.31	▲ 0.09	43.6	42.4	1.2
100～300未満	625	96,733.5	1365.5	1.41	1.36	0.05	49.1	49.0	0.1
300～500未満	106	36,868.5	608.5	1.65	1.80	▲ 0.15	42.5	54.6	▲ 12.1
500～1,000未満	77	48,043.0	836.0	1.74	1.72	0.02	44.2	54.2	▲ 10.0
1,000～	25	53,846.5	954.0	1.77	1.93	▲ 0.16	56.0	64.0	▲ 8.0
計	1,439	280,562.0	4313.5	1.54	1.57	▲ 0.03	46.1	47.5	▲ 1.4

表3 民間企業の産業別障害者雇用状況

項目	企業数	法定常用労働者数	うち障害者数	実雇用率(%)			達成企業率(%)		
産業別				H. 23.6	H. 22.6	増減	H. 23.6	H. 22.6	増減
建設業	80	11,001.5	160.5	1.46	1.47	▲ 0.01	53.8	54.8	▲ 1.0
製造業	486	89,357.5	1514.0	1.69	1.68	0.01	55.8	55.7	0.1
情報通信業	29	4,710.0	48.5	1.03	0.97	0.06	27.6	36.7	▲ 9.1
運輸業	88	15,328.0	221.0	1.44	1.39	0.05	40.9	46.5	▲ 5.6
卸売・小売業	231	54,571.5	717.5	1.31	1.49	▲ 0.18	33.8	36.8	▲ 3.0
金融・保険・不動産・物品賃貸業	40	13,822.5	211.0	1.53	1.51	0.02	50.0	35.9	14.1
専門・サービス業	18	1,641.0	15.0	0.91	0.76	0.15	33.3	33.3	0.0
宿泊業、飲食サービス業	51	7,716.0	79.0	1.02	1.20	▲ 0.18	29.4	32.5	▲ 3.1
生活関連サービス、娯楽業	35	8,356.0	225.5	2.70	3.06	▲ 0.36	48.6	43.8	4.8
教育、学習支援業	21	2,575.0	25.0	0.97	0.98	▲ 0.01	38.1	35.0	3.1
医療、福祉	222	46,850.5	719.5	1.54	1.52	0.02	47.3	49.8	▲ 2.5
複合サービス業	25	7,750.5	112.5	1.45	1.52	▲ 0.07	40.0	40.7	▲ 0.7
サービス業	97	14,863.0	235.0	1.58	1.47	0.11	39.2	44.3	▲ 5.1
その他の産業	16	2,019.0	29.5	1.46	1.32	0.14	56.3	53.8	2.5
計	1439	280562.0	4313.5	1.54	1.57	▲ 0.03	46.1	47.5	▲ 1.4

※その他の産業には農林漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、その他分類不能を含む。

各種助成金のご案内

企業における障害者の雇用を促進するため、次に掲げる助成金をはじめとして様々な助成金があります。お近くの公共職業安定所（ハローワーク）まで、お気軽にご相談下さい。

○ 特定求職者雇用開発助成金

障害者等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成金を支給しています。

助成金は雇い入れ後6か月ごとに支給され、対象期間、支給される助成金の総額は以下のとおりです。

対象労働者	支給額（総額）	
	中小企業	中小企業以外
身体・知的障害者	135万円 （1年6か月）	50万円 （1年）
身体・知的障害者（重度障害者 又は45歳以上）、精神障害者	240万円 （2年）	100万円 （1年6か月）
短時間労働者である身体・知的 ・精神障害者	90万円 （1年6か月）	30万円 （1年）

ただし、対象労働者を雇い入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、対象労働者に支払った賃金額に応じた支給となります。

○ 障害者雇用ファースト・ステップ奨励金

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる56人～300人規模の中小企業）において、ハローワークの紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者（一般被保険者）として、初めて雇い入れる事業主に対する奨励金を支給します。

支給額は、1人目の障害者を雇用することに対し、100万円です。

（※当該奨励金は、雇用失業情勢が改善するまでの時限措置です。）

○ 特例子会社等設立促進助成金

平成21年2月6日以降に、身体・知的・精神障害者を10人以上雇用する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対して助成金を支給します。

支給額は以下のとおり、支給期間は3年間です。

雇用障害者数	10人～14人	15人～19人	20人～24人	25人以上	
支給金額	初年	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
	2,3年目	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円

（※当該奨励金は、雇用失業情勢が改善するまでの時限措置です）

この他、助成金、奨励金の支給には一定の要件がありますので、詳しくは都道府県

労働局又は最寄りのハローワークにご相談下さい。

精神障害者・発達障害者の雇用を検討されている事業主

○精神障害者等のステップアップ雇用奨励金のご案内

精神障害及び発達障害のある方を試行的に雇用し、一定の期間をかけて、職場への対応状況をみながら、徐々に就業時間をのばしていく「ステップアップ雇用」に取り組んでいただく事業主の方に「ステップアップ雇用奨励金」を支給し、事業主と精神障害及び発達障害のある方の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図っていきます。

平成22年10月現在

ステップアップ雇用期間	3か月以上12か月以内
ステップアップ雇用開始時に必要な週所定労働時間	10時間以上
奨励金の額（月額）	2万5千円

2人以上5人以下のグループでステップアップ雇用を実施して場合は2万5千円が加算（月額）

※平成18年4月から、精神障害者保健福祉手帳を所持している方を雇用（週20時間以上の勤務が必要）している場合、障害者雇用率の算定が可能となりました。

○ トライアル雇用事業

障害者を事業主が短期間（原則として3カ月間）試行的に雇用し、その間に事業主と労働者とで、業務遂行にあたっての適正や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度です。

トライアル雇用期間中、事業主には、対象労働者1人につき1カ月40,000円の試行雇用奨励金が支給されます。

～最寄りのハローワークにご相談ください。～

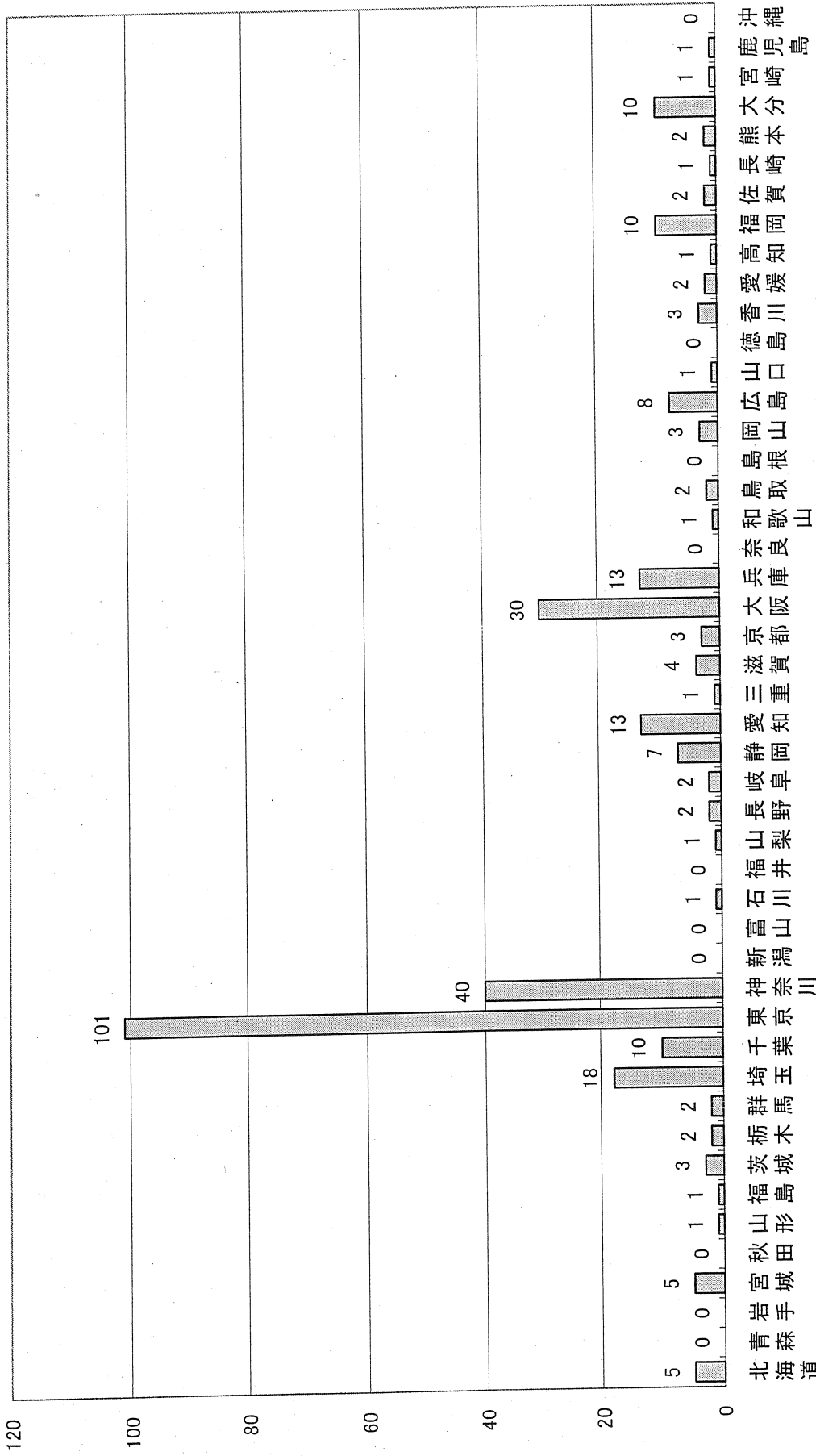
○障害者作業施設設置等助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

障害者を常用労働者として雇入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された施設、または改造等がなされた設備の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成する制度です。

第1種作業施設設置等助成金（作業施設等の設置又は整備）

要件	対象となる障害者	助成率	限度額
雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために配慮された作業施設等配置又は整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき450万円（作業施設、付帯施設、作業設備の合計） ・障害者1人につき150万円 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額。 <ul style="list-style-type: none"> ・1事業所当たり一会計年度につき4,500万円

特例子会社の認定数(都道府県別)



※ 特例子会社の所在地により集計したもの

平成23年5月末日現在 313社